

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	環境局環境共生部脱炭素社会推進課
件名	さいたま市地域循環共生促進アドバイザー業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号外
契約締結日	令和5年5月19日
契約の相手方名	デロイトトーマツフィナンシャルアドバイザー合同会社
契約金額	17,006,550円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、本市が脱炭素先行地域計画提案書で掲げる「公民学グリーン共創モデル」の実現に向けて、エネルギーマネジメントのスキーム設計、実施体制の構築や事業実装に向けた関係者との合意形成、各事業の運営進行管理等に必要な業務全般を委託するものである。</p> <p>本業務の実施にあたっては、詳細を仕様書に定めることが困難であるとともに、民間事業者の高度な創造性・技術力・専門的知識を必要とするため、受託者の選定方法として、企画競争方式(プロポーザル方式)を採用した。</p> <p>上記の理由により企画提案を募集し、企画審査委員会において最も高い評価を得た事業者と随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	環境局環境共生部環境対策課
件名	さいたま市ダイオキシン類環境大気調査業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号外
契約締結日	令和5年4月25日
契約の相手方名	ユーロフィン日本環境株式会社 埼玉支店
契約金額	4,235,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は環境大気中のダイオキシン類を調査する業務である。 当初、指名競争入札を実施したが、落札者がなかった。改めて競争入札に付す時間的余裕がなかったことから、随意契約によることとし、入札参加者の中から随意契約を希望する者を募ったところ、当該業者が応じたため随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第8号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	環境局資源循環推進部廃棄物対策課
件名	さいたま市廃乾電池等処分業務
履行場所	北海道北見市留辺蘂町富士見217番地1野村興産株式会社イトムカ鉱業所外
契約締結日	令和5年5月31日
契約の相手方名	廃乾電池等処理共同企業体 代表者 野村興産株式会社
契約金額	(内訳) 支払限度額 8,888,000円 廃乾電池(1回の処理量が20トン以上の場合、10トン以上で車上渡しの場合又は廃乾電池及び廃蛍光管を同時に排出の場合)84,000円/1トン 廃蛍光管(1回の処理量が20トン以上の場合、10トン以上で車上渡しの場合又は廃乾電池及び廃蛍光管を同時に排出の場合)94,000円/1トン 外2種類
随意契約によることとした理由	<p>廃乾電池等処理共同企業体の構成員である野村興産株式会社は、国内で唯一「使用済み乾電池等の広域回収・処理センター」に指定されており、水銀の回収・リサイクルに高い技術を有していること、また、国内で唯一、水銀専用の管理型最終処分場を保有していることから、効率的で他の廃棄物を混同することのない、安全かつ確実な処理体制が確保されている。</p> <p>また、県内自治体の廃乾電池等・廃蛍光管を適正に処理するため、本市を含む県内自治体で構成される埼玉県清掃行政研究協議会において、廃乾電池等処理共同企業体と広域委託処理協定を締結している。</p> <p>以上の点から、本市で収集する廃乾電池、蛍光管、水銀血圧計等の有害危険ごみに関し、運搬から再資源化及び最終処分までの一連の処理を一体的に行い、同一施設で安定的に処理することができる事業者は、上記企業体に限られるため、随意契約により契約を締結した</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	環境局施設部クリーンセンター大崎
件名	さいたま市クリーンセンター大崎緑地管理業務
履行場所	さいたま市緑区大字大崎317番地
契約締結日	令和5年4月12日
契約の相手方名	大崎転作組合
契約金額	7,590,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務はクリーンセンター大崎の緑地管理業務である。クリーンセンター大崎建設時に、地元地権者から地区の緑地等の美化確保に向けた継続した緑地維持管理について要望があり、関連業務の経験が豊富な大崎転作組合に業務を依頼した経緯がある。施設を安定的かつ継続的に運営するためには、地元の協力が必要不可欠であり、また良好な関係を維持することは重要な条件であることから、建設当初より、業務を適正に遂行している実績もある当該業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号による特命随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	環境局施設部クリーンセンター大崎
件名	さいたま市クリーンセンター大崎適正処理困難物(廃ゴムタイヤ)運搬・処分業務
履行場所	さいたま市緑区大字大崎317番地
契約締結日	令和5年5月8日
契約の相手方名	株式会社国分商会
契約金額	支払限度額 (内訳) 1,100,000円 運搬・処分費40,000円/t
随意契約によること とした理由	<p>本業務はクリーンセンター大崎から排出される廃ゴムタイヤの運搬処分業務である。当該業者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、再生利用の促進を目的とした特例対象物にも指定されており、当該業者はさいたま市で登録している業者の中で唯一広域再生利用指定を受けている一般廃棄物処理業者であるため、当該業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>